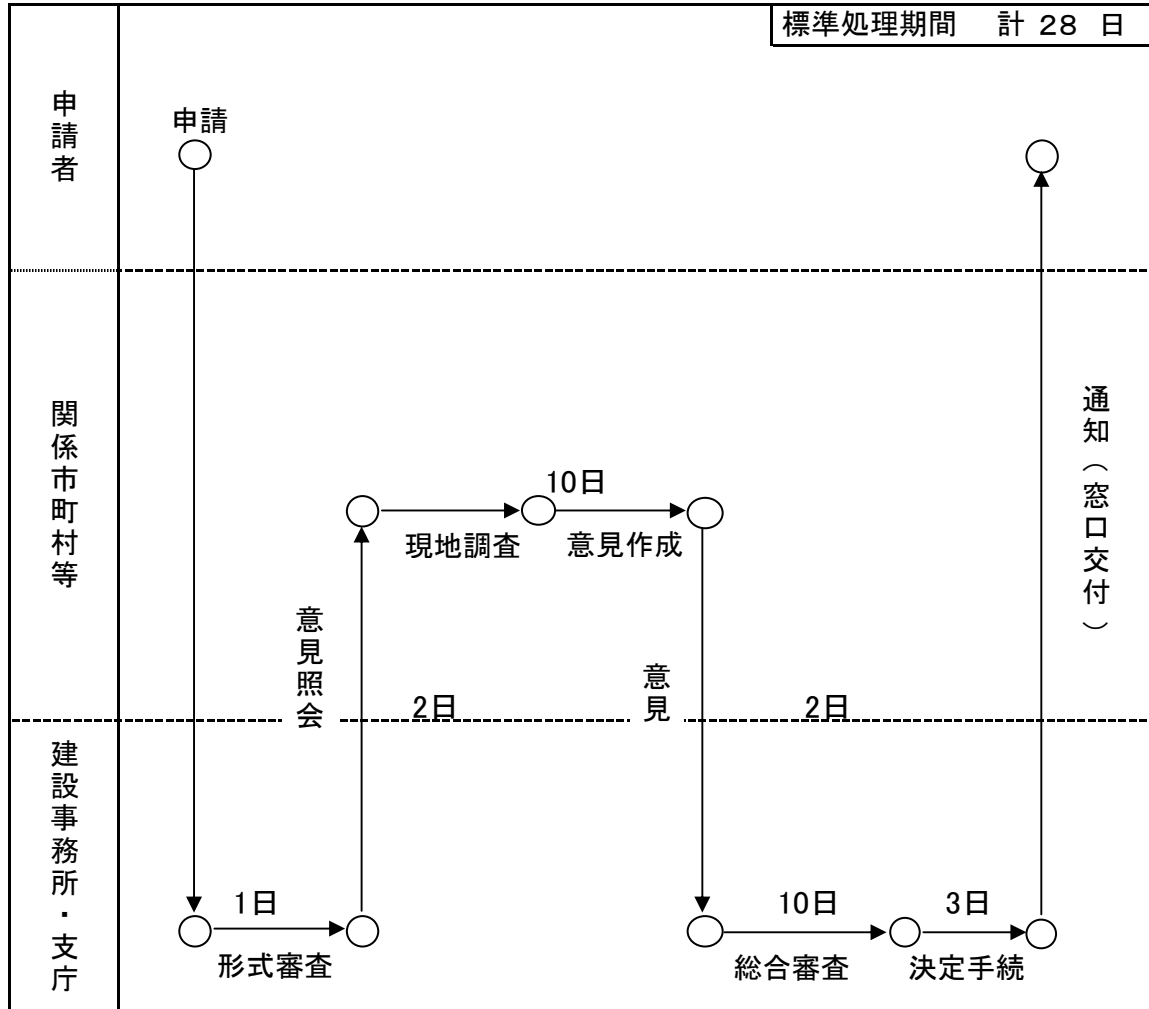


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 公有土地水面についての使用又は収益の許可
 《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課占用係 電話41-445
 《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	意見照会	申請書の内容について、水路の機能管理上の支障がないかどうかを関係市町村等へ意見照会します。
3	現地調査	関係市町村等が、当該申請箇所での現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	意見作成	関係市町村等が、申請書の内容について、水路の機能管理上の支障がないかどうか、意見作成します。
5	意見	関係市町村等が、4に基づき、各建設事務所・各支庁に意見します。
6	総合審査	関係市町村等からの意見を受けて申請書の内容について審査基準を満たしているかどうか審査します。
7	決定手続	許可の諾否について、各建設事務所長・各支庁長が決定します。
8	通知	申請者に通知します。